

(参考1) 一般セーフガードに関するパネル・上級委員会の判断

| 発動年月日 | 発動国 | 対象品目 | 協議要請・提訴国 | 提訴年月日等 | 現 状 | 示 され た 判 断 |
|--------|-----|----------|----------|---|---|---|
| 97.3.7 | 韓国 | 脱脂粉乳、調製品 | E C | 協議要請 97.8.12 パネル要求 98.6.10 パネル設置 98.7.22 | <ul style="list-style-type: none"> ・パネル報告書(99.6.21) S G協定に不整合 ・上級委員会へ申立 (99.9.15) ・上級委員会報告書 (99.12.14) S G協定に不整合 ・採択(00.1.12) ・措置撤回(00.5.20) | <p>・「事情の予見されなかった発展の結果」の存在について明らかにしていない。 (セーフガード措置は、緊急の場合にのみ発動が可能であり、義務の受入れの際に予見されなかった発展があった場合にのみ発動可能。)</p> <p>・損害について協定に列記されている項目(輸入の増加率及び増加量、市場占拠率、販売、生産、生産性、操業度、損益、雇用)のすべてについて検証する必要があるにもかかわらず、いくつかの要素は検証されていない。また、いくつかの要素については、データの選択理由、損害認定を支える理由が欠如している。</p> <p>・脱脂粉乳の輸入が最も増加したのは93年から94年であるが、93年から94年にかけては、生乳の国内生産増以上に生乳需要が増加したため、生乳代替品である脱脂粉乳を輸入したものと考えられる。従って、少なくとも94年は脱脂粉乳の輸入は重大な損害を引き起こしえない。</p> <p>・セーフガード確定措置を発動する前の通報には、輸入の増加により引き起こされた重大な損害、とらうとする措置等のすべての関連する情報、損害について列記されている項目を含めなければならないが、韓国の通報には重大な損害の証拠に関するすべての要素が含まれていない。</p> |

| | | | | | | |
|---------|--------|--------|-----|--|---|---|
| 97.9.13 | アルゼンチン | 履物 | E C | 協議要請 98.4.3 パネル要求 98.6.10 パネル設置 98.7.23 | <ul style="list-style-type: none"> ・パネル報告書(99.6.25) S G協定に不整合 ・上級委員会へ申立 (99.9.15) ・上級委員会報告書 (99.12.14) S G協定に不整合 ・採択(00.1.12) ・措置延長(00.2.24から 150日間、00.7.22から3年 間) | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入量が91年886万足、92年1,663万足、93年2,178万足、94年1,984万足、95年1,507万足、96年1,347万足と推移しており、アルゼンチンの調査当局は、91年の886万足と95年の1,507万足を比較して輸入の絶対的増加があったとした。しかし、パネルでは、輸入は、94年9%は、95年は24%、96年は11%減少しており、輸入の増加があるとは言えないとした。 ・上級委員会では、輸入の増加については、重大な損害を与え又は与えるおそれがあるような「直近の、突然の、急激な、量的及び質的な増加」でなければならないとした。 ・損害について協定4.2(a)に列記されている項目(輸入の増加率及び増加量、市場占拠率、販売、生産、生産性、操業度、損益、雇用)すべてについて証拠によって裏付けられた検証をしていない。 ・協定4.1(a)では、「重大な損害」を「国内産業の状態の著しい全般的な悪化」と定義しており、当該国内産業の状態に関係を有するすべての要素に照らして、国内産業の全般的な状態を評価する必要があるとした。 ・輸入増加と国内産業の被っている重大な損害の因果関係の存在に関しては、調査は、損害要因と輸入の傾向の同時発生を立証しておらず、輸入品と国産品の競争状況について分析も適切な説明もされていない。調査当局が特定したその他の要因も十分に分析されているとはいえないとした。 ・メキシコ域内からの輸入を調査対象に加えておきながらセーフガード発動対象からは除外していることについて、すべての輸入源からの輸入による国内産業への影響に関する調査を行った以上、すべての輸入源からの輸入に対してのセーフガード措置以外に発動し得ないとした。 |
| 98.6.1 | 米国 | 小麦グルテン | E C | 協議要請 99.3.17 パネル要求 99.6.3 パネル設置 99.7.26 | <ul style="list-style-type: none"> ・パネル報告書(00.7.31) S G協定に不整合 ・上級委員会へ申立 (00.9.26) ・上級委員会報告書 (00.12.22) S G協定に不整合 ・採択(01.1.19) ・措置終了(01.6.1) | <ul style="list-style-type: none"> ・上級委員会では、因果関係は、単に輸入の増加が重大な損害をもたらしたという原因と結果の関係を意味し、その他の要因が同時に国内産業の状態に寄与しているとしても、輸入の増加と重大な損害の因果関係が存在しうる、輸入とその他の要因の関係について、第一に、輸入増加による損害をその他の要因による損害と区別し、第二に、全ての異なった要因による損害を輸入の増加と他の関連する要因とに分配し、最後に、輸入の増加と重大な損害の間に「因果関係」があるか否かを判断する必要がある、との解釈を示した。 ・特定国(カナダ)からの輸入を調査対象に加えておきながら、セーフガード発動の対象から除外していることについては、すべての輸入に基づいた重大な損害の認定を基礎とするセーフガード措置をカナダなどのNAFTA加盟国に適用しないことを正当化できないとした。 |

| | | | | | | |
|---------|----|-------------------|----------------------------|--|---|--|
| 99.7.22 | 米国 | 子羊肉 (生鮮、冷蔵、冷凍) | 豪 NZ | 協議要請 99.7.23 協議要請 99.7.16 パネル要求 99.10.14 パネル設置 99.11.19 | <ul style="list-style-type: none"> ・パネル報告書(00.12.21) S G協定に不整合 ・上級委員会に申立 (01.1.31) ・上級委員会報告書 (01.5.1) S G協定に不整合 ・採択(01.5.16) ・措置撤回(01.11.15) | <ul style="list-style-type: none"> ・「事情の予見されなかった発展の結果」の存在についての事実認定や理由付けされた結論が、調査報告書に示されていない。 ・調査対象貨物の中間産品である「生きた羊」の生産業者を国内産業に含めていることについては、同種の産品でも、直接競合産品でもない産品の生産業者は国内産業の一部を構成しない。(中間産品が同種の産品でも直接競合産品でもないのであれば、中間産品(生きた羊)の用途が最終製品(ラム肉)生産以外にないことを理由にして中間産品の生産業者を国内産業に含めることはできない。) ・「重大な損害のおそれ」の存在を決定するに当たり、財務状況に関する国内生産者のデータは、国内産業の生産高の5%にしか相当しない業者からの情報提供に基づくものであり、国内産業の状態を十分に代表するものではない。 ・重大な損害のおそれに関して、直近のデータのみ依存するのではなく、調査対象期間全体のデータの中で評価しなければならない。 ・「重大な損害のおそれ」の決定と矛盾するデータ(調査終了時に米国産羊肉の価格が上昇しており、国内産業が近い将来に重大な損害を被るかどうかは疑わしい。)があるにもかかわらず、調査当局はこの矛盾について説明を行っていない。 ・輸入の増加以外の要因による責めを輸入の増加に帰していないことが立証されていない。 |
| 00.3.1 | 米国 | 溶接ラインパイプ | 韓国 (日本、第三国参加) EC | 協議要請 00.6.15 パネル要求 00.9.14 パネル設置 00.10.23 協議要請 00.11.30 | <ul style="list-style-type: none"> ・パネル報告書(01.10.29) S G協定に不整合 ・上級委員会に申立 (01.11.19) ・上級委員会報告書 (02.2.15) S G協定に不整合 ・採択(02.3.8) | <ul style="list-style-type: none"> ・「事情の予見されなかった発展の結果」の存在について立証していない。 ・一次税率枠の国別配分を過去の実績に基づいて決定しておらず、かつ、可能であるにもかかわらず一次税率総枠を決定していない。 ・輸入の増加と他の要因を区別して国内産業の損害との因果関係を立証すべきであるにもかかわらず、輸入が他の要因より重要か否かを検討しているだけであり、他の要因による責めを輸入の増加に帰していないことが立証されていない。 ・カナダ及びメキシコからの輸入を調査対象に含めていながら、合理的で適切な説明なしでS G発動対象からは外している。 ・輸入の増加以外の原因に帰するものも含めた損害を救済する措置をとっており、輸入の増加を原因とする損害のみに限って救済する措置ではない。 ・措置の対象となる途上国を明らかにしていないことにより、輸入少量発展途上国を除外していないと解されるため、協定9条1項に違反する。 ・措置の発表から発動までが非常に短期間であったため、実質的な利害関係国への十分な事前協議の機会が与えられていない。 ・実質的に等価値の譲許その他の義務の維持に努めていない。 |